

基礎研 レポート

顕著な政策効果を発揮するアベ ノミクスの設備投資減税政策 「生産性向上設備投資促進税制」の考察

社会研究部 上席研究員 百嶋 徹
(03)3512-1797 hyaku@nli-research.co.jp

1—はじめに

日本経済を再生し産業競争力を強化することを目的とした「産業競争力強化法」の施行（2014年1月20日）から半年が経過したことから、経済産業省は7月18日に同法の主要な関連施策の運用実績を公表した。この中で、アベノミクスの成長戦略「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）において掲げられた民間設備投資の目標（年間約70兆円）を達成すべく、生産性向上に資する質の高い設備投資を後押しするために創設された投資減税制度「生産性向上設備投資促進税制」の具体的な運用実績が今回初めて公表された¹。それによれば、本税制によって、6月末時点で既に累計2万件を超える設備投資が見込まれるなど、顕著な政策効果が現われている。

本稿では、生産性向上設備投資促進税制について、制度の概要・特徴および今回公表された産業界での利用実績を概観・分析した上で、マクロ経済等への政策効果を考察し、さらに本税制を活用した先進的な企業事例を紹介することとしたい。

2—生産性向上設備投資促進税制の概要

1 | 生産性向上設備投資促進税制の特徴

① 幅広い業種で利用可能

生産性向上設備投資促進税制（以下、本税制）は、青色申告をしている法人・個人が対象者であり、利用できる業種や企業規模に制限はない（図表1）。

また、対象となる設備（減価償却資産）は、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまで非常

¹ 本税制の運用実績については、『日本再興戦略』改訂2014（6月24日閣議決定）にて「5月末時点で、既に約1万件の本税制による設備投資が見込まれている」と適用件数の概数が初めて記載されたが、これまで具体的な実績データは公表されていなかった。

に幅広く設定されている。これまでの投資減税では、主として工場での設備投資を念頭に、対象設備が機械装置に限定され、建物・構築物といった不動産は対象外となることが多かったが、本税制では営業店舗や物流施設などの建物投資も対象としているため、製造業だけでなく、非製造業に属する幅広い業種で利用できる制度設計となっている。

本税制では、対象とする設備およびその単位や確認方法の違いにより、「A 類型」と「B 類型」の2つのスキームがあり、A 類型は「先端設備」、B 類型は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」が対象であり、各類型ごとに対象設備の要件が設定されている（詳細は後述、図表1）。

図表1 生産性向上設備投資促進税制の概要

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	<p>「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物(断熱材、断熱窓のみ対象)」「建物附属設備」「ソフトウェア(中小企業のみ対象)」のうち、下記要件を全て満たすもの(ただし、ソフトウェアは要件②が不適用)</p> <p>①最新モデル※ ②生産性向上(年平均1%以上)※※</p> <p>※一定期間内((例)機械装置:10年以内、器具備品:6年以内)に販売開始されたもので最も新しいモデル、または、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル。</p> <p>※※同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標(例:単位時間当たり生産量、精度、エネルギー効率)は工業会等の判断による。</p>	<p>「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」(用途・細目に制限はなく、全てが対象)のうち、下記要件を満たすもの</p> <p>①投資計画における投資利益率※が年平均15%以上(中小企業者等※※は5%以上)</p> <p>※「営業利益+減価償却費」の増加額(設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額)を設備投資額で除することにより算出。</p> <p>※※常時使用する従業員数が1,000人以下の個人、資本金又は出資金が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、農業協同組合等、のいずれかに該当する場合を指す。</p>
確認者	工業会等業界団体(101団体)	経済産業局(全国10箇所) ※公認会計士・税理士による投資計画案の事前確認が必要
税制措置 対象設備の 要件	<p>産業競争力強化法施行日(2014年1月20日)以降に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象。</p> <p>生産等設備を構成するものであること※/最低取得価額要件を満たしていること※※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等</p> <p>※生産、販売、役務提供といった付加価値の生成による収益の獲得に直接関係しない、業務遂行上いわば間接的に必要とされる設備は対象外(例:本店の機能しかない建物、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等)。</p> <p>※※取得価額要件は設備種類毎に設定されている。例えば、機械装置は1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの、建物は一の取得価額が120万円以上のもの。</p>	
対象者	青色申告をしている法人・個人(対象業種・企業規模に制限はない)	
税制措置	<p>○産業競争力強化法施行日(2014年1月20日)から2016年3月31日まで :即時償却と税額控除※(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制</p> <p>○2016年4月1日から2017年3月31日まで :特別償却(50%)と税額控除※(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制</p> <p>※ 税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税額等から控除する(差し引く)ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%。なお、対象となる減価償却資産の取得価額には、①当該固定資産の購入対価のほか、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(内部付随費用、例えば据付費、試運転費等)が含まれる。</p>	

(資料) 経済産業省「生産性向上設備投資促進税制について」(2014年7月)の3ページ「生産性向上設備投資促進税制の概要」にニッセイ基礎研究所が加筆。

② 異次元の税制措置

本税制では、A 類型または B 類型の設備要件（産業競争力強化法で規定、後述）を満たした設備のうち、税制措置対象設備の要件（租税特別措置法令等にて規定）を満たした場合に税制措置を受けられる。税制措置の対象要件は、生産等設備を構成するものであること、最低取得価額要件を満たしていること（例えば、機械装置は1台または1基160万円以上）、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、等である（図表1）。「生産等設備」とは、生産工程のみならず、物流・販売なども含めた「バリューチェーン（Value Chain）」全域の工程に直接関わる設備を指しており、本社機能のみを有するオフィスビル、福利厚生施設、事務用器具備品などは対象外となる。

加えて、産業競争力強化法の施行日（本年1月20日）以降に取得等（購入のみならず自社製作も対象）を行い、かつ事業の用に供した設備が税制措置の対象となる。

税制措置としては、即時償却（投資初年度に設備投資の全額を損金算入できる制度）または最大5%の税額控除（中小企業では最大10%、後述）が選択適用できるなど、今までに類を見ない大胆な税制となっている（図表1、図表2）。筆者は「投資促進策が設備投資の意思決定に対して明確なインセンティブとして有効に機能するためには、プラスのインセンティブさえ与えればどのような水準でもよいということではなく、企業が明確な投資インセンティブと認識できるような、異次元の思い切った政策変数の設定が必要である。具体的には、2桁の補助率や税額控除率を設定しなければ、実効性のある投資インセンティブとして作用しない」²と考えているが、本税制は、この筆者の考え方に近い発想で制度設計がなされたと推測される。

なお、本税制は2017年3月末までの時限措置となっている。

図表2 生産性向上設備投資促進税制の税制措置

	2013 年度中	2014 年度	2015 年度	2016 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50% 特別償却
（うち建物、 構築物）	即時	即時	即時	25% 特別償却
税額 控除	5%	5%	5%	4%
（うち建物、 構築物）	3%	3%	3%	2%

（備考）2013年度は産業競争力強化法の施行日（2014年1月20日）から適用。

（資料）経済産業省「生産性向上設備投資促進税制について」（2014年7月）からニッセイ基礎研究所作成。

² 設備投資促進策の政策変数設定に関わる考え方については、拙稿「[アベノミクスの設備投資促進策](#)」『基礎研レポート』2013年7月31日を参照されたい。

③ 中小企業に対する手厚い優遇措置

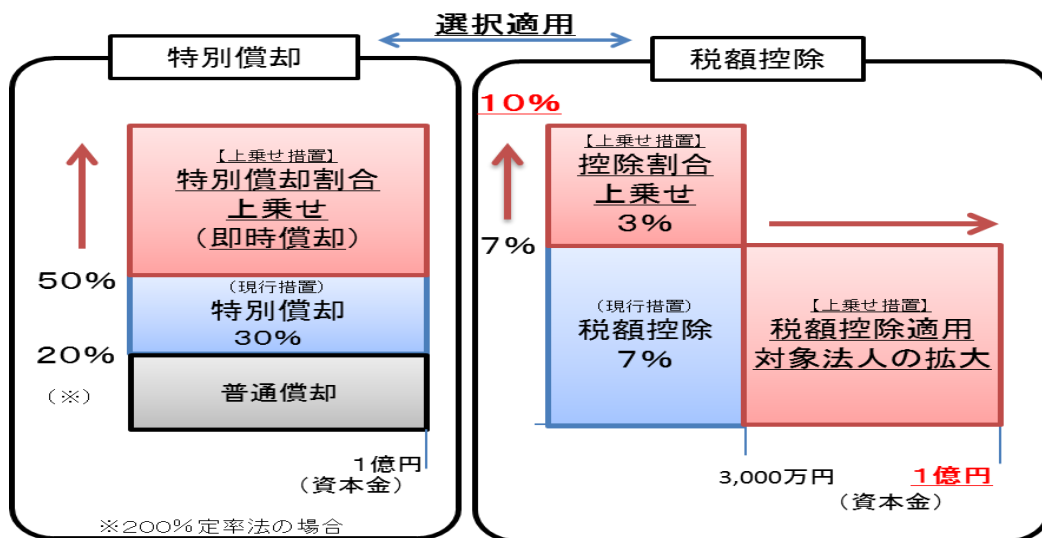
本税制の対象者のうち、「中小企業等」（資本金1億円以下の中小企業等）に該当する場合は、手厚い優遇措置が受けられる（図表1）。具体的措置は、①A類型の対象設備の範囲が広がること（サーバー用電子計算機（器具備品に分類）およびソフトウェアも含まれる）、②B類型の認定要件が緩和されること（投資利益率の要件が通常より低く設定される、後述）、③中小企業投資促進税制（略称：中促）の上乗せ措置が選択できること、等である。このような手厚い措置が用意されているため、中小企業にとって利用しやすい税制と言える。

この中で、中促の上乗せ措置を示したものが図表3である。本税制とは別に、中小企業が設備投資を行う際に利用できる元々の税制措置として中促がある。中促の対象設備であって、本税制のA類型またはB類型の設備に該当するもののうち、既述の最低取得価額要件を満たすものについては、中促の上乗せ措置として、本税制よりもさらに厚い税制措置を受けることが可能となる。

中促の基本措置は、指定事業（製造業・建設業等の一定の事業）を営む資本金1億円以下の中小企業等が対象設備を取得等した場合に、30%の特別償却または7%の税額控除の選択適用が受けられるものである（税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業等に限定）。これに対する上乗せ措置として、資本金3,000万円以下の場合は即時償却または10%の税額控除、資本金3,000万円超1億円以下の場合は即時償却または7%の税額控除の選択適用が可能となる（図表3）。

一部の中小企業への適用ではあるが、10%の税額控除率が本税制と併せて中促にて実現したことは、実効性のある投資インセンティブとして政策変数を設定するという意味において、極めて意義深いと考える。

図表3 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の内容



（資料）経済産業省「生産性向上設備投資促進税制について」（2014年1月）13ページから抜粋。

2 | A類型とB類型のスキーム概要と違い

① A類型のスキーム

「先端設備」を対象とするA類型は、設備単品ごとに簡易に申請できることが特徴だ。ただし、対

象設備の範囲（母集団）については、機械装置はすべてが対象となる一方、工具、器具備品、建物、建物附属設備では用途・細目が規定されている。例えば、工具はロール、建物は断熱材および断熱窓に対象が限定される。このため、A 類型の建物には施設の上物そのものは含まれない。

申請に当たっては、設備の種類・用途・細目ごとに証明団体として指定されている業界団体（工業会等 101 団体）から、設備ごとに当該設備が先端設備の要件を満たす旨の証明を受けることが必要である。業界団体は、設備メーカー等の申請に基づき、確認の上、証明書を発行し、対象企業は設備メーカーを通じてこれを受領する。各設備の性能証明であるため、設備の取得日に対し事前の証明でも事後の証明でも差し支えないが、確定申告時までには証明書の取得が必要となる。

先端設備の証明を受けるためには、最新モデル要件と生産性向上要件の両方を満たすことが必要だ（図表 1）。最新モデル要件とは、各設備メーカーの中で、一定期間内（例えば、機械装置では 10 年以内、器具備品では 6 年以内、建物・同附属設備では 14 年以内）に販売が開始されたもので最も新しいモデル、または販売開始年度が設備を取得する年度および前年度であるモデルを指す。一方、生産性向上要件とは、旧モデル（最新モデルの一世代前モデル）と比較して、生産性が年平均 1% 以上向上しているものであることを指す。同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標（単位時間当たりの生産量等）は設備メーカーの提案を基に、各業界団体がその設備性能を評価する指標として妥当であるかを判断するものとしている。

A 類型では、B 類型の申請に必要となる、設備投資による効果（投資利益率）の見通しの策定が不要であり、業界団体から設備性能の証明を受けるだけで申請できるため、手続きの簡便性が極めて高いと評価できる。

② B 類型のスキーム

「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を対象とする B 類型は、対象設備の範囲が極めて広いことが特徴だ。機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアの各設備について、用途・細目に制限はなく、すべてが対象範囲に含まれる。

このため、例えば建物については、A 類型では対象外となる施設の上物（不動産）も B 類型では対象に含まれる。設備の法定耐用年数が長いほど、普通償却による節税効果の割引現在価値が小さく、償却を早め課税のタイミングを遅らせるメリットが大きいため、即時償却によるキャッシュフロー改善効果が相対的に大きくなる³。建物の中で本税制措置の対象となる営業店舗や物流施設等の事業用施設では、上物の法定耐用年数が 30~40 年と長いため、本税制を利用して即時償却を行うメリットが相対的に大きいと考えられる。即時償却を行った結果、税務上の繰越欠損金を計上することになれば、長期にわたってさらに大きな節税効果がタックスプランニングに織り込める余地が出てくるだろう。すなわち、現行の欠損金の繰越控除制度では、欠損金を最大 9 年間繰り越せることに加え、毎年の控除限度額として中小企業であれば所得の全額（大企業では 80%）が認められるためだ。このように大幅な節税効果をもたらさう、上物の即時償却が可能であることも、B 類型の画期的な特徴の一つだ。

³ 補助金や税制を用いた設備投資促進策の制度間の効果比較に関わる分析については、拙稿「[アベノミクスの設備投資促進策](#)」『基礎研レポート』2013 年 7 月 31 日を参照されたい。

B 類型では、申請企業は投資計画の策定が求められ、その計画に記載されている設備一式をまとめて申請することが可能だ。申請に当たっては、投資計画の投資利益率が基準を満たしていること（後述）、および当該設備が投資目的に必要な不可欠な設備であること、について経済産業局（全国 10 箇所）の確認を受けることが必要である。また、投資計画案の同様の事項について、公認会計士または税理士の事前確認も必要だ（図表 1）。申請企業は、投資計画および公認会計士・税理士が発行した事前確認書を添付して、経済産業局に確認書発行申請を行う必要がある。B 類型での確認は、投資計画の妥当性を判断するものであるため、必ず設備の取得等の前に確認書を取得する必要がある。

投資利益率要件については、経済産業局から、算出方法の確認とともに、年平均で 15%以上が見込まれることの確認を受ける必要がある（図表 1）。ここでの投資利益率は、「営業利益+減価償却費」⁴の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降 3 年度の平均額）を設備投資額（初期投資の取得原価）で除することにより算出される。なお中小企業については、既述の通り、認定要件が緩和され、5%以上が基準となる。

B 類型では、対象設備の範囲が極めて広く、利用企業側にとって利便性が極めて高いことが高く評価できる。特に、これまでの投資減税では対象外とされてきた、営業店舗や物流施設など事業用施設の上物が B 類型の対象に含まれ、税制措置として節税効果の大きい不動産の即時償却が可能となったことが極めて画期的だ。

3——生産性向上設備投資促進税制の運用実績の考察

本章では、経済産業省が 7 月 18 日に発表した、本税制の 1 月から 6 月までの運用実績データについて、A 類型と B 類型に分けて考察する。

1 | A 類型の運用実績

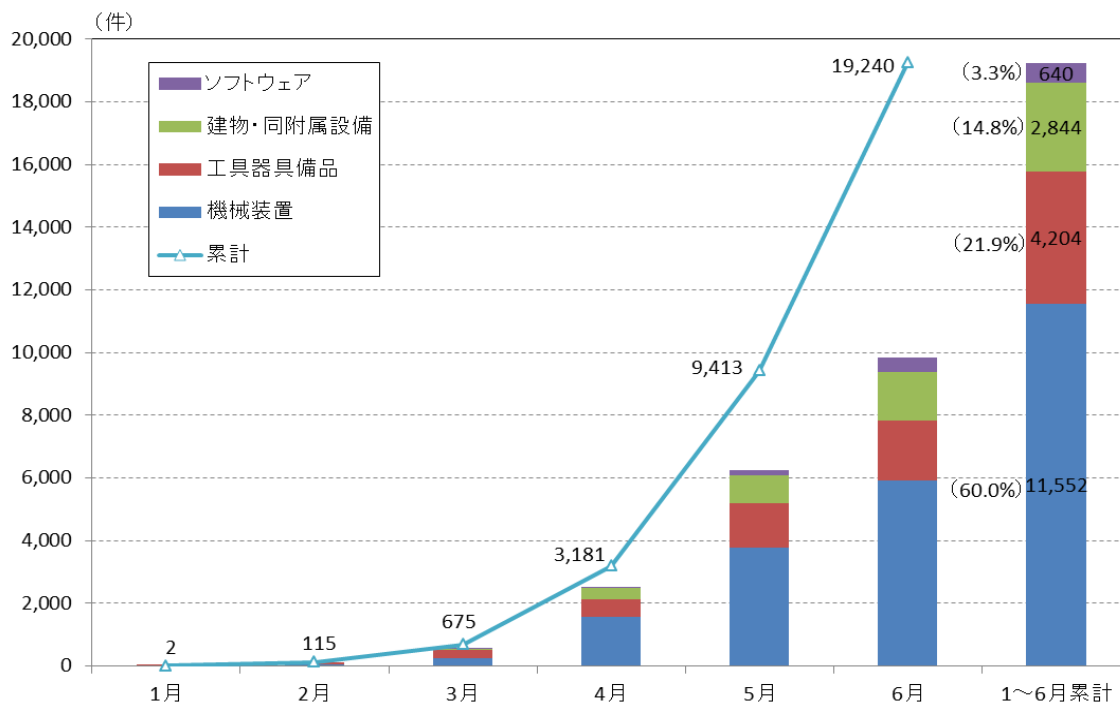
A 類型は、既述の通り、設備単位で簡易に証明書の発行を受けることが可能であるため、業界団体による証明書発行件数は月を追うごとに増加し、最新の 6 月次では 9,827 件と単月で 1 万件に迫っており、1 月から 6 月までの累計では、19,240 件に達している（図表 4）。

設備種類別に見ると、機械装置が全体の発行件数の増加を大きく牽引しており、器具備品や建物附属設備も増加に寄与している。1～6 月累計の証明書発行件数の設備種類別構成比は、機械装置が 60%と最も多く、以下、工具器具備品 22%、建物および同附属設備 15%、ソフトウェア 3%となっている（図表 4）。

なお、A 類型では、証明書発行件数に対応した投資金額が公表されていない。試みに、1～6 月累計の設備種類別証明書発行件数のデータを元に、設備種類別に 1 件当たりの平均的な価格を想定した上で 1～6 月累計の投資総額を推定すると、2,554 億円という結果となった（図表 5）。この推定値は、4 章で行う本税制の政策効果の考察に用いることとする。

⁴ 償却前営業利益は EBITDA（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）と呼ばれ、キャッシュ利益に相当する。

図表4 A 類型：設備種類毎の証明書発行件数の推移



(備考1) 1~6月累計では、「工具器具備品」の内訳は工具2件、器具備品4,202件、「建物・同附属設備」の内訳は建物12件、建物附属設備2,832件となっている。

(備考2) 各月の棒グラフは単月の数値。1~6月累計の()は、設備種類毎の構成比を示す。

(資料) 経済産業省『産業競争力強化法』の施行から半年(2014年7月18日)からニッセイ基礎研究所作成。

図表5 生産性向上設備投資促進税制A類型の投資総額の推定(1~6月累計)

	証明書発行件数 (1~6月累計)①		平均的な 価格イメージ ②(万円)	投資総額(億円)	
	(件)	構成比		①×②	構成比
機械装置	11,552	60.0%	2,000	2,310	90.5%
工具器具備品	4,204	21.9%	300	126	4.9%
建物・同附属設備	2,844	14.8%	300	85	3.3%
ソフトウェア	640	3.3%	500	32	1.3%
合計	19,240	100.0%	—	2,554	100.0%

(備考) 設備種類別の平均的な価格イメージは、各種情報を基にニッセイ基礎研究所が推定した。

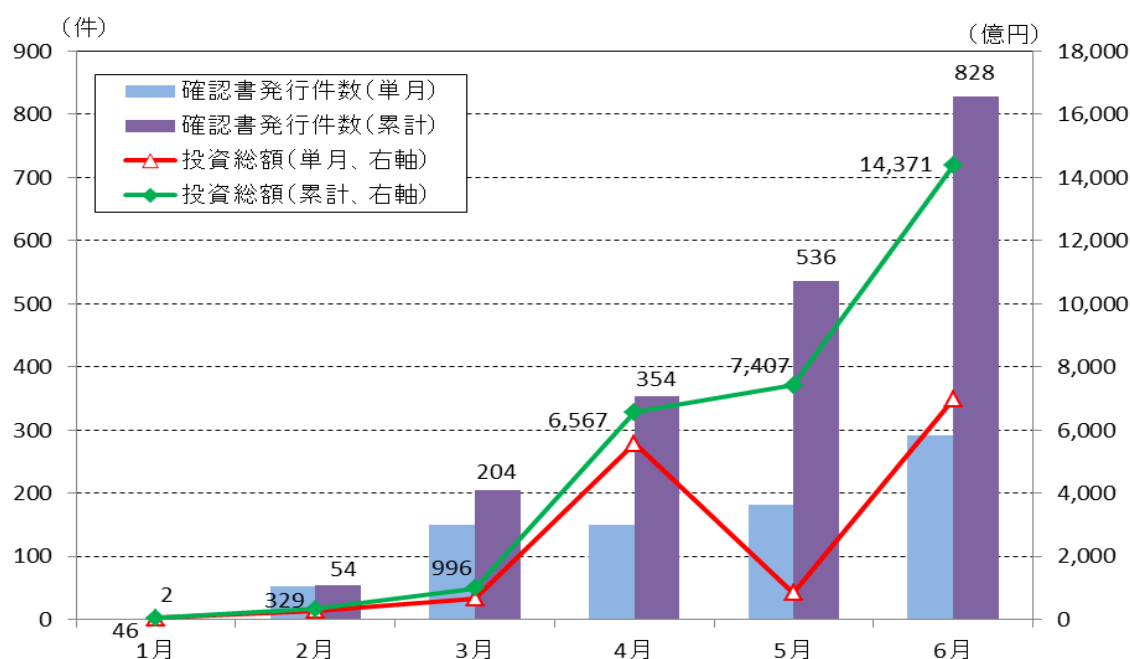
(資料) 経済産業省『産業競争力強化法』の施行から半年(2014年7月18日)等からニッセイ基礎研究所作成。

2 | B 類型の運用実績

B 類型は、設備単品ごとに手続きの簡便性が極めて高い A 類型に比べれば、適用件数が少ないものの、着実に運用実績が積み上がってきており、経済産業局による確認書発行件数は、1～6月の累計で828件となっている（図表6）。単月では、3月および6月に急増し、6月次は292件とこれまでで最も多い。

1～6月累計の確認書発行件数の企業規模別内訳を見ると、中小企業者等が538件と65%を占め、大企業・中堅企業が290件と35%を占めている。因みに、2009～2011年度に4回実施され、顕著な政策効果をもたらした国内立地補助金制度では、採択企業全体のうち42%を中小企業が占めた。既述の通り、本税制は企業規模に制約がない上に、中小企業に対して手厚い措置を講じているため、中小企業にも利用しやすい税制となっていることがうかがえる。

図表6 B 類型：確認書発行件数及び投資総額の推移



（備考）確認書発行件数（累計）および投資総額（累計）にデータラベルを付した。

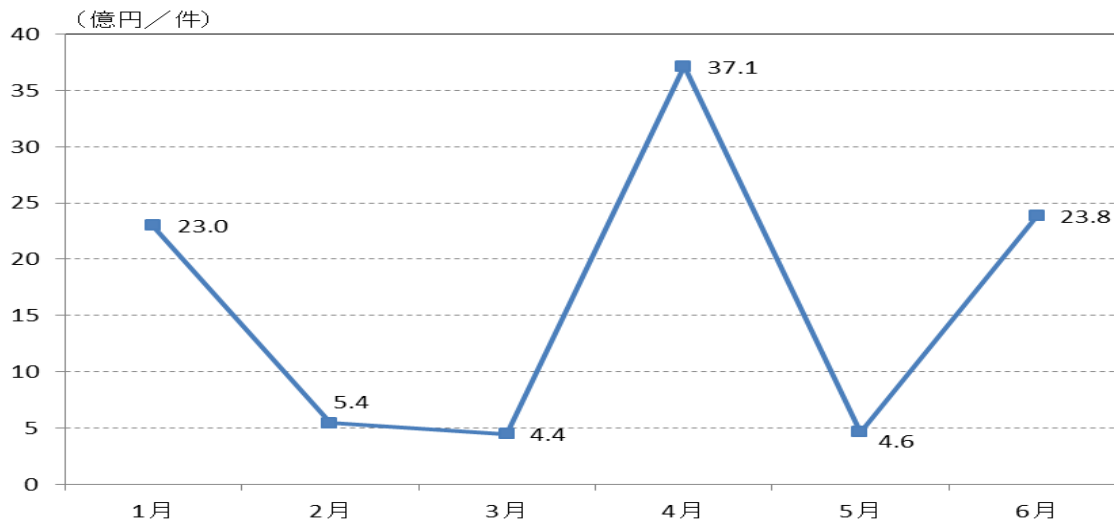
（資料）経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」（2014年7月18日）からニッセイ基礎研究所作成。

B 類型では、確認書発行件数に対応した投資金額も公表されている。案件規模の大小によって月次の投資総額は変動しているが、これまででは4月次および6月次が突出して大きくなっている（図表6）。4月次は5,600億円弱であり、6月次はこれまでで最も大きく、単月で7,000億円に迫っている。投資金額を確認書発行件数で除することにより確認書1件当たりの投資額を算出すると、4月が37億円、6月が24億円と他の月に比べて大きく突出しており（件数が2件と少ない1月は除く）、巨額の案件が含まれていたことがうかがえる（図表7）。

B 類型の1～6月累計の投資総額は1.4兆円超に達しており、件数実績ではA 類型を大幅に下回るものの、1件当たりの投資規模の大きさを背景に、金額ベースではB 類型が本税制の適用実績を牽引

していることがうかがえる（図表6）。

図表7 B類型：確認書1件当たり投資額の推移（単月）



（備考）単月の投資総額を単月の確認書発行件数で除することにより算出した。

（資料）経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」（2014年7月18日）からニッセイ基礎研究所作成。

B類型では、1～6月累計の業種別データも公表されている。まず確認書発行件数を見ると、製造業が507件（構成比61.2%）と多くなっているが、個別業種別では幅広く分散しており、B類型が非常に幅広い業種で活用されていることがうかがえる（図表8）。製造業では、金属製品製造業が82件（構成比9.9%）と最も多く、化学工業が64件（同7.7%）、情報通信機械器具製造業が60件（同7.2%）で続いている。また、非製造業では、小売業が75件（同9.1%）と最も多く、卸売業が47件（5.7%）、医療・福祉業が42件（同5.1%）で続いている。製造業・非製造業における各々上位3位の業種の構成比は、いずれも1桁台にとどまっており、業種が分散していることがわかる。

経済産業省では、「（本税制は）対象業種に制限はなく、製造業における新工場建設や生産ライン増設のみならず、物流業における倉庫新設、小売業における新規出店や店舗省エネ化、サービス業におけるソフトウェア導入による業務効率化など、非製造業においても積極的に活用されている」⁵と分析している。

一方、1～6月累計の投資金額を見ると、情報通信業が1.1兆円超と79%を占めており、群を抜いて大きい（図表8）。このため、情報通信業を含む非製造業が1.2兆円超と全体の85.3%を占め、圧倒的に大きくなっている。情報通信業を除くと、非製造業では、不動産業・物品賃貸業が258億円（構成比1.8%）と最も大きく、卸売業が約218億円（同1.5%）、その他のサービス業が約135億円（同0.9%）で続いている。また、製造業では、化学工業が332億円（同2.3%）と最も大きく、食料品製造業が約330億円（同2.3%）、情報通信機械器具製造業が約288億円（同2%）で続いているが、いずれの構成比も1～2%程度にとどまっている。

⁵ 経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」（2014年7月18日）から引用した。

図表8 B類型：業種別の確認書発行件数及び投資総額（1～6月累計）

	確認書発行件数① (件)	投資総額② (百万円)		1件当たり 投資額 (百万円) ②÷①			
		構成比	構成比				
製 造 業	化学工業	64	7.7%	33,189	2.3%	519	
	食料品製造業	52	6.3%	33,046	2.3%	636	
	情報通信機械器具製造業	60	7.2%	28,843	2.0%	481	
	輸送用機械器具製造業	32	3.9%	19,056	1.3%	596	
	その他の製造業	34	4.1%	14,468	1.0%	426	
	印刷・同関連業	14	1.7%	13,190	0.9%	942	
	電気機械器具製造業	26	3.1%	12,002	0.8%	462	
	鉄鋼業	13	1.6%	11,338	0.8%	872	
	金属製品製造業	82	9.9%	10,883	0.8%	133	
	生産用機械器具製造業	29	3.5%	9,278	0.6%	320	
	業務用機械器具製造業	18	2.2%	6,107	0.4%	339	
	繊維工業	8	1.0%	5,044	0.4%	631	
	はん用機械器具製造業	17	2.1%	4,254	0.3%	250	
	木材・木製品製造業	8	1.0%	3,254	0.2%	407	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	1.8%	3,190	0.2%	213	
	窯業・土石製品製造業	17	2.1%	1,581	0.1%	93	
	非鉄金属製造業	10	1.2%	1,373	0.1%	137	
	石油製品・石炭製品製造業	8	1.0%	618	0.0%	77	
	非 製 造 業	情報通信業	18	2.2%	1,134,969	79.0%	63,054
		不動産業、物品賃貸業	7	0.8%	25,800	1.8%	3,686
卸売業		47	5.7%	21,810	1.5%	464	
その他のサービス業		21	2.5%	13,497	0.9%	643	
生活関連サービス業、娯楽業		26	3.1%	9,508	0.7%	366	
小売業		75	9.1%	7,745	0.5%	103	
運輸業、郵便業		6	0.7%	4,612	0.3%	769	
宿泊業、飲食サービス業		31	3.7%	2,533	0.2%	82	
医療、福祉業		42	5.1%	1,525	0.1%	36	
建設業		18	2.2%	1,334	0.1%	74	
農林水産業		8	1.0%	958	0.1%	120	
学術研究、専門・技術サービス業		16	1.9%	931	0.1%	58	
鉱業、採石業、砂利採取業		2	0.2%	691	0.0%	346	
教育、学習支援業		2	0.2%	29	0.0%	15	
電気・ガス・熱供給・水道業		0	—	0	—	—	
職業紹介・労働者派遣業		0	—	0	—	—	
金融業、保険業	2	0.2%	416	0.0%	208		
製造業①	507	61.2%	210,713	14.7%	416		
非製造業②	319	38.5%	1,225,940	85.3%	3,843		
金融業、保険業③	2	0.2%	416	0.0%	208		
全産業①+②+③	828	100.0%	1,437,069	100.0%	1,736		
全産業(情報通信業を除く)	810	97.8%	302,100	21.0%	373		

(備考1) 「食料品製造業」には飲料・たばこ・飼料製造業、「情報通信機械器具製造業」には電子部品・デバイス・電子回路製造業、「その他の製造業」にはプラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、家具・装備品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業を含めた。
(備考2) 製造業および非製造業に含まれる業種については、各々投資総額が大きい順に並べた。
(資料) 経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」(2014年7月18日)からニッセイ基礎研究所作成。

1～6月平均の確認書1件当たり投資額を算出すると、投資総額が圧倒的に大きかった情報通信業が、約631億円とやはり群を抜いて大きい(図表8)。大企業による極めて巨額の案件が含まれていると推測される。既述の通り、B類型平均の月次の確認書1件当たり投資額は、4月および6月に突出して大きかったが、これは情報通信業の大企業による巨額案件が当該月にB類型の適用を受けたことが効いているとみられる。不動産業・物品賃貸業が約37億円、印刷・同関連業が約9.4億円、鉄鋼業が約8.7億円、運輸業・郵便業が約7.7億円と続いているが、情報通信業との格差は極めて大きい。

4—生産性向上設備投資促進税制の政策効果の考察

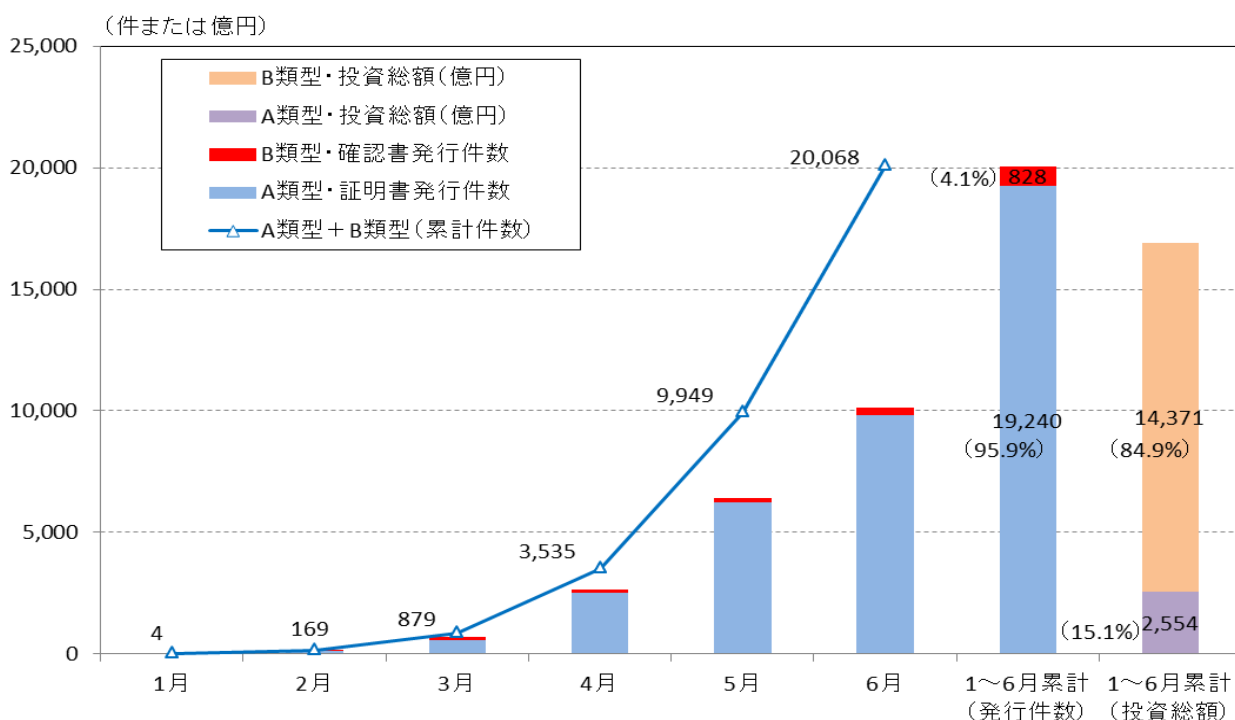
本章では、3章で行った本税制の1月から6月までの運用実績データの分析を元に、マクロ経済等に対する政策効果を考察する。

1 | 設備投資の増加効果

① A類型とB類型を合算した運用実績

A類型とB類型の運用実績を合算することにより、本税制による設備投資の増加効果を確認する。まず、A類型の証明書発行件数とB類型の確認書発行件数を合算した、件数ベースの運用実績は、A類型を中心に4月以降、顕著な増加が見られ、6月次では単月で1万件超に達している(図表9)。

図表9 A類型およびB類型の証明・確認件数の推移と投資総額



(備考) A類型の1～6月累計の投資総額は、図表5で推定した数値を用いた。

(備考2) 各月の棒グラフは単月の数値。1～6月累計の()は構成比を示す。

(資料) 経済産業省『「産業競争力強化法」の施行から半年』(2014年7月18日)からニッセイ基礎研究所作成。

また、累計では、6月末時点で本税制の適用を受けた設備投資案件が2万件超に達している（図表9）。2万件超のうち、A類型が19,240件と96%を占めており、件数ベースではA類型が本税制の適用実績を牽引していることがうかがえる。

一方、本税制の適用を受けた投資金額では、件数ベースとは逆に、B類型が牽引しているとみられる。1～6月累計のA類型の投資総額（ニッセイ基礎研究所による推定値）とB類型の投資総額を合算した1.7兆円弱のうち、B類型が1.4兆円超と85%を占めている（図表9）。

なお、本税制の適用を受けた投資金額の大半を占めるB類型では、既述の通り、設備を取得する前に経済産業局から確認書を取得する必要があるため、B類型の適用を受けた投資案件が確認書の取得と同時に、マクロ統計の設備投資（工事進捗ベース）に反映されるわけではない。4月以降急増している本税制の適用案件がマクロ統計に本格的に反映されてくるタイミングは、確認書取得後の各投資案件の工事進捗ペースに依存し、確認書の取得時期から工事進捗に対応したラグが発生するとみられる。

② B類型における業種別の設備投資増加効果の考察

次に本税制による設備投資の増加効果を業種別に考察する。ここでは、業種別の運用実績が公表されているB類型について分析を行う。B類型の適用対象となった業種別の投資金額（1～6月累計）を財務省「法人企業統計」に掲載されている当該業種全体の設備投資（最新データである2012年度）で除することにより算出される比率を、6月末時点での「業種別の設備投資増加効果」と定義した。

6月末時点での業種別の設備投資増加効果を算出すると、B類型の適用対象となった投資金額が圧倒的に大きかった情報通信業が、31.2%と群を抜いて高い（図表10）。情報通信業を含む非製造業が5.2%、製造業が1.9%、全産業が4%となっている。情報通信業を除いた全産業では0.9%となる。個別業種では、情報通信業に次いで、印刷・同関連業9.2%、木材・木製品製造業4.7%、はん用機械器具製造業3.5%、情報通信機械器具製造業3.1%、食料品製造業2.9%、化学工業2.7%、繊維工業2.7%、金属製品製造業2.4%、その他の製造業1.6%、生産用機械器具製造業1.5%と、製造業業種が続いている。

次に、設備投資全体の増加への影響度を測るための指標として、B類型の適用対象となった業種別の投資金額を「法人企業統計」の全産業の設備投資で除することにより算出される比率を、各業種の「設備投資寄与度」とした。6月末時点での業種別の設備投資寄与度を算出すると、情報通信業が3.14%と群を抜いて高く、次いで化学工業0.09%、食料品製造業0.09%、情報通信機械器具製造業0.08%、不動産業・物品賃貸業0.07%、卸売業0.06%、輸送用機械器具製造業0.05%、その他の製造業0.04%、その他のサービス業0.04%、印刷・同関連業0.04%、電気機械器具製造業0.03%と続き、寄与度の上位業種には、製造業に加え非製造業の業種も含まれる（図表10）。

本税制による設備投資増加効果が高い業種群の中には、「法人企業統計」から算出した設備投資・減価償却費比率（2012年度）が100%を下回っている業種が多く見られるため（図表11）、これまで設備投資を手控えていた業種において、一部の企業が本税制を積極的に活用して投資スタンスを積極化させつつあることがうかがえる。

図表 10 B 類型：業種別の設備投資増加効果

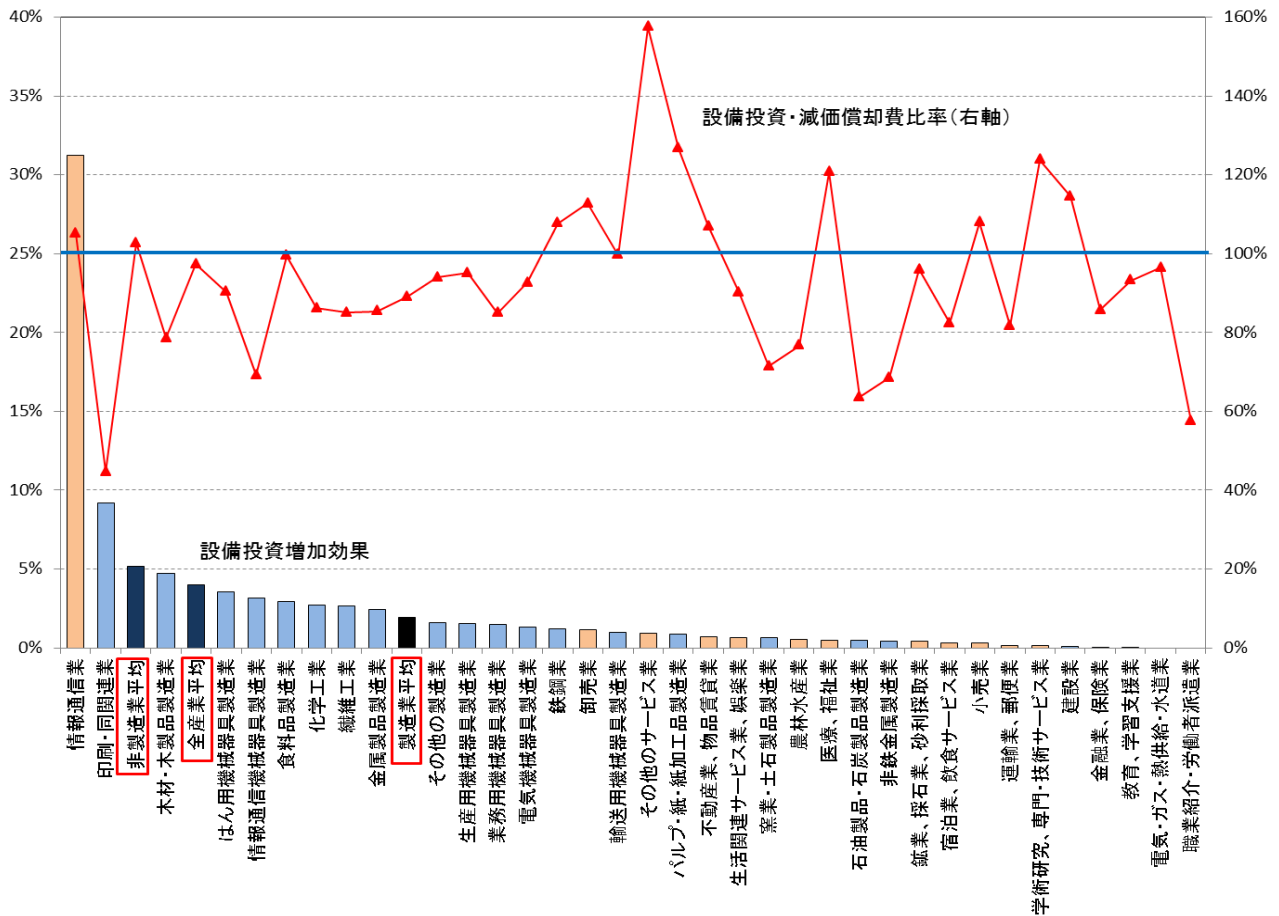
		生産性向上設備投資促進 税制B類型適用対象 (2014年1月～6月累計)		法人企業統計データ(2012年度)				設備投資 増加効果 ①÷②	設備投資 寄与度 ①÷(②全 産業)
		投資総額① (百万円)		設備投資② (百万円)		減価償却費 ③(百万円)	②÷③		
			構成比		構成比				
製 造 業	印刷・同関連業	13,190	0.9%	143,153	0.4%	320,689	44.6%	9.21%	0.04%
	木材・木製品製造業	3,254	0.2%	68,790	0.2%	87,538	78.6%	4.73%	0.01%
	はん用機械器具製造業	4,254	0.3%	120,685	0.3%	133,717	90.3%	3.52%	0.01%
	情報通信機械器具製造業	28,843	2.0%	915,724	2.5%	1,322,693	69.2%	3.15%	0.08%
	食品製造業	33,046	2.3%	1,135,560	3.1%	1,142,352	99.4%	2.91%	0.09%
	化学工業	33,189	2.3%	1,235,089	3.4%	1,434,009	86.1%	2.69%	0.09%
	繊維工業	5,044	0.4%	188,688	0.5%	221,854	85.1%	2.67%	0.01%
	金属製品製造業	10,883	0.8%	448,135	1.2%	525,000	85.4%	2.43%	0.03%
	その他の製造業	14,468	1.0%	915,547	2.5%	974,196	94.0%	1.58%	0.04%
	生産用機械器具製造業	9,278	0.6%	612,196	1.7%	643,821	95.1%	1.52%	0.03%
	業務用機械器具製造業	6,107	0.4%	415,067	1.1%	489,105	84.9%	1.47%	0.02%
	電気機械器具製造業	12,002	0.8%	917,129	2.5%	990,314	92.6%	1.31%	0.03%
	鉄鋼業	11,338	0.8%	919,228	2.5%	853,170	107.7%	1.23%	0.03%
	輸送用機械器具製造業	19,056	1.3%	1,906,876	5.3%	1,912,683	99.7%	1.00%	0.05%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3,190	0.2%	371,613	1.0%	293,372	126.7%	0.86%	0.01%
	窯業・土石製品製造業	1,581	0.1%	248,827	0.7%	348,680	71.4%	0.64%	0.00%
	石油製品・石炭製品製造業	618	0.0%	135,157	0.4%	212,653	63.6%	0.46%	0.00%
	非鉄金属製造業	1,373	0.1%	316,009	0.9%	461,098	68.5%	0.43%	0.00%
	非 製 造 業	情報通信業	1,134,969	79.0%	3,636,140	10.1%	3,461,734	105.0%	31.21%
卸売業		21,810	1.5%	1,893,026	5.2%	1,679,488	112.7%	1.15%	0.06%
その他のサービス業		13,497	0.9%	1,428,547	4.0%	907,140	157.5%	0.94%	0.04%
不動産業、物品賃貸業		25,800	1.8%	3,653,353	10.1%	3,418,334	106.9%	0.71%	0.07%
生活関連サービス業、娯楽業		9,508	0.7%	1,436,254	4.0%	1,593,909	90.1%	0.66%	0.03%
農林水産業		958	0.1%	180,108	0.5%	234,970	76.7%	0.53%	0.00%
医療、福祉業		1,525	0.1%	302,745	0.8%	250,898	120.7%	0.50%	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業		691	0.0%	164,898	0.5%	171,743	96.0%	0.42%	0.00%
宿泊業、飲食サービス業		2,533	0.2%	799,854	2.2%	971,703	82.3%	0.32%	0.01%
小売業		7,745	0.5%	2,640,940	7.3%	2,448,055	107.9%	0.29%	0.02%
運輸業、郵便業		4,612	0.3%	2,682,343	7.4%	3,285,724	81.6%	0.17%	0.01%
学術研究、専門・技術サービス業		931	0.1%	705,941	2.0%	570,259	123.8%	0.13%	0.00%
建設業		1,334	0.1%	1,557,523	4.3%	1,360,830	114.5%	0.09%	0.00%
教育、学習支援業		29	0.0%	114,990	0.3%	123,437	93.2%	0.03%	0.00%
電気・ガス・熱供給・水道業		0	—	2,412,372	6.7%	2,501,443	96.4%	0.00%	0.00%
職業紹介・労働者派遣業	0	—	20,590	0.1%	35,862	57.4%	0.00%	0.00%	
金融業、保険業	416	0.0%	1,501,160	4.2%	1,752,702	85.6%	0.03%	0.00%	
製造業①	210,713	14.7%	11,013,473	30.5%	12,366,944	89.1%	1.91%	0.58%	
非製造業②	1,225,940	85.3%	23,629,624	65.4%	23,015,529	102.7%	5.19%	3.39%	
金融業、保険業③	416	0.0%	1,501,160	4.2%	1,752,702	85.6%	0.03%	0.00%	
全産業①+②+③	1,437,069	100.0%	36,144,257	100.0%	37,135,175	97.3%	3.98%	3.98%	
全産業(情報通信業を除く)	302,100	21.0%	32,508,117	89.9%	33,673,441	96.5%	0.93%	0.84%	

(備考1) 設備投資はソフトウェアを含む。法人企業統計データは各業種の全規模ベース。

(備考2) 製造業および非製造業の業種については、設備投資増加効果が大きい順に並べた。

(資料) 経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」(2014年7月18日)、財務省「法人企業統計」からニッセイ基礎研究所作成。

図表 11 B 類型の設備投資増加効果の業種別ランキングと設備投資・減価償却費比率



(備考 1) 設備投資増加効果は図表 10 の①÷②、設備投資・減価償却費比率は同②÷③を用いた。

(備考 2) 設備投資増加効果は、製造業業種には水色、非製造業業種には橙色、製造業平均・非製造業平均・全産業平均には黒色を付した。

(資料) 経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」(2014年7月18日)、財務省「法人企業統計」からニッセイ基礎研究所作成。

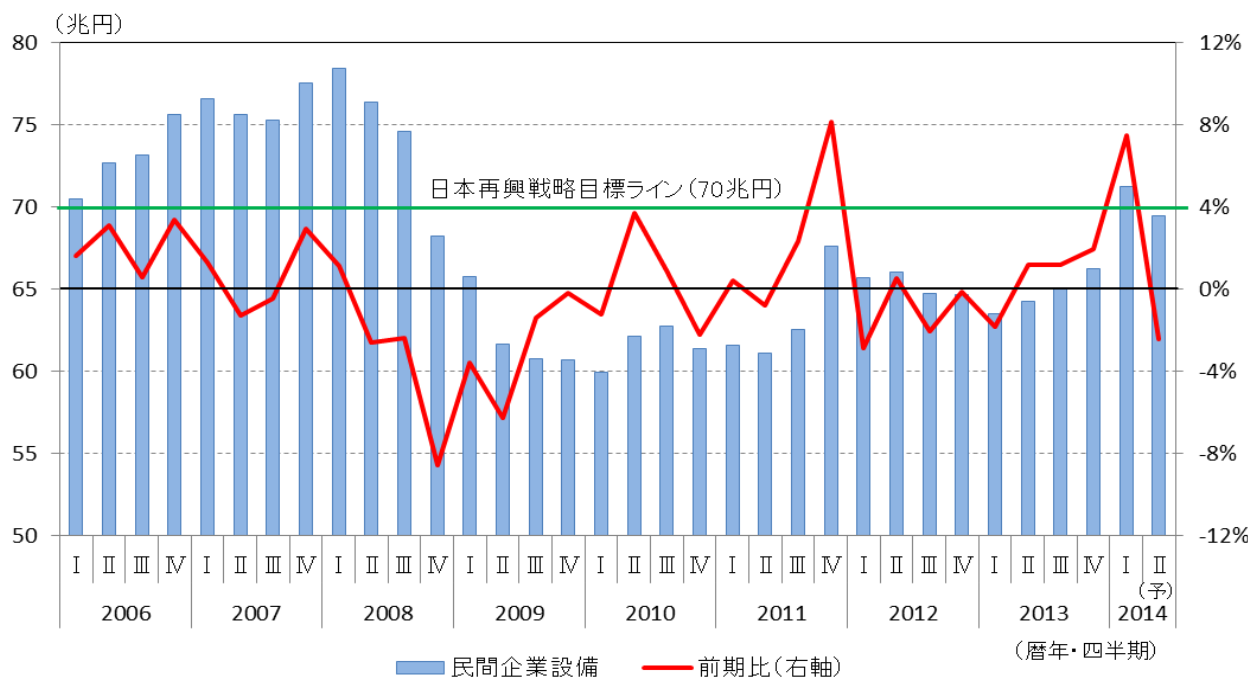
2 | マクロ経済に対する政策効果

① 足下の設備投資動向

まずマクロ指標により足下の設備投資動向を確認する。GDP の需要項目の 1 つを構成する「民間企業設備 (名目季節調節系列)」(＝民間設備投資) を見ると、2008 年の世界金融・経済危機により大幅に落ち込んだ後、2011 年に一時回復する局面があったものの、2012 年に再び低迷した (図表 12)。その後、アベノミクスの奏功等により、2013 年第 2 四半期に前期比伸び率がプラスに転じ、直近の 2014 年第 1 四半期は前期比 7.5% と極めて高い伸びとなった。水準としても年率換算で 71.2 兆円と、日本再興戦略の目標ライン 70 兆円をクリアした。消費税率引き上げ前の駆け込み需要が中小企業で一部発生したとみられることに加え、ウィンドウズ XP のサポート終了に伴う更新需要が重なったことが、高い伸び率につながったとみられる。

2014 年第 2 四半期は、その反動から同▲2.5% と大幅な減少になったと推定されるが (図表 12)、企業収益の大幅増加や景況感の改善を背景とした回復基調は維持されているとみられ、設備投資は第 3 四半期には再び増加することが予想される。

図表 12 四半期別の民間企業設備の推移（GDP ベース、名目季節調節系列）



(備考) 2014年第2四半期の予想は、ニッセイ基礎研究所・経済調査部による直近の見通しを用いた。

(資料) 内閣府「国民経済計算」、斎藤太郎「[2014年4-6月期の実質GDP～前期比▲1.6% \(年率▲6.4%\)を予測](#)」ニッセイ基礎研究所『Weeklyエコノミスト・レター』(2014年7月31日)からニッセイ基礎研究所作成。

次に「法人企業統計」により、製造業と非製造業の設備投資動向を見ると、世界金融・経済危機により設備投資が大幅に減少して以降、設備投資水準が減価償却費を下回る時期が多く見られ、このため、製造業、非製造業ともに有形固定資産（土地を除く）の簿価が減少基調を示している（図表 13）。我が国企業の設備は、総じて、償却の進行とともに老朽化の一途を辿ってきたと考えられる。

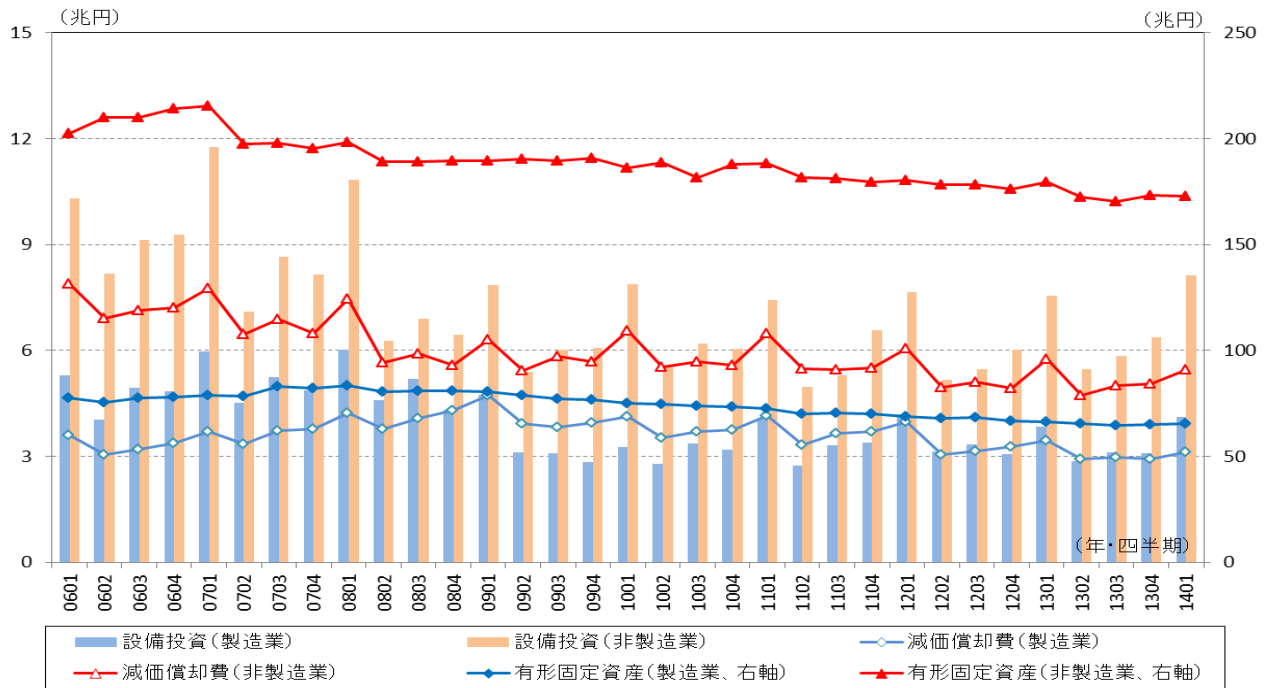
「法人企業統計」の設備投資は、2013年第2四半期に前年同期比伸び率がプラスに転じ、直近の2014年第1四半期は同7.4%の伸びとなった（図表 14）。今回の設備投資の回復局面では、非製造業が先行して増加に転じ、製造業は2014年第1四半期より回復局面に入っている。

企業収益は2013年後半より大幅な増益局面に入り、売上高営業利益率も緩やかに回復してきているものの、製造業、非製造業ともに足下で5%を下回っており、収益性の本格的な回復には至っていない（図表 14）。筆者は、我が国企業の低収益構造は、需要増に合わせた先行投資が十分に行われず、競争力のある最新鋭設備への更新が進まないことに起因していると考えている。長期ビジョンを欠く、横並びで内向きの投資行動により、老朽設備が蓄積され、設備過剰と生産性低下を招いてきたのである。我が国企業がこれまでの低収益構造から脱し、成長軌道を進むためには、老朽設備の廃棄と最新鋭設備への更新投資を促す政策誘導が必要であり、深刻な過少投資の是正と国内投資の適正水準への底上げのために、設備投資の呼び水となる抜本的な政策を早急に打つことが重要であると主張してきた⁶。この観点から、今年1月に産業競争力強化法の下で施行された本税制は、2009～2011年度に4

⁶ 我が国企業の低収益構造に関する考察については、拙稿「[製造業の『国内回帰』現象の裏にあるもの](#)」『ニッセイ基礎研REPORT』2004年12月号、抜本的な設備投資促進策の必要性に関わる考察については、同「[アベノミクスの設備投資促進策](#)」『基礎研レポート』2013年7月31日を参照されたい。

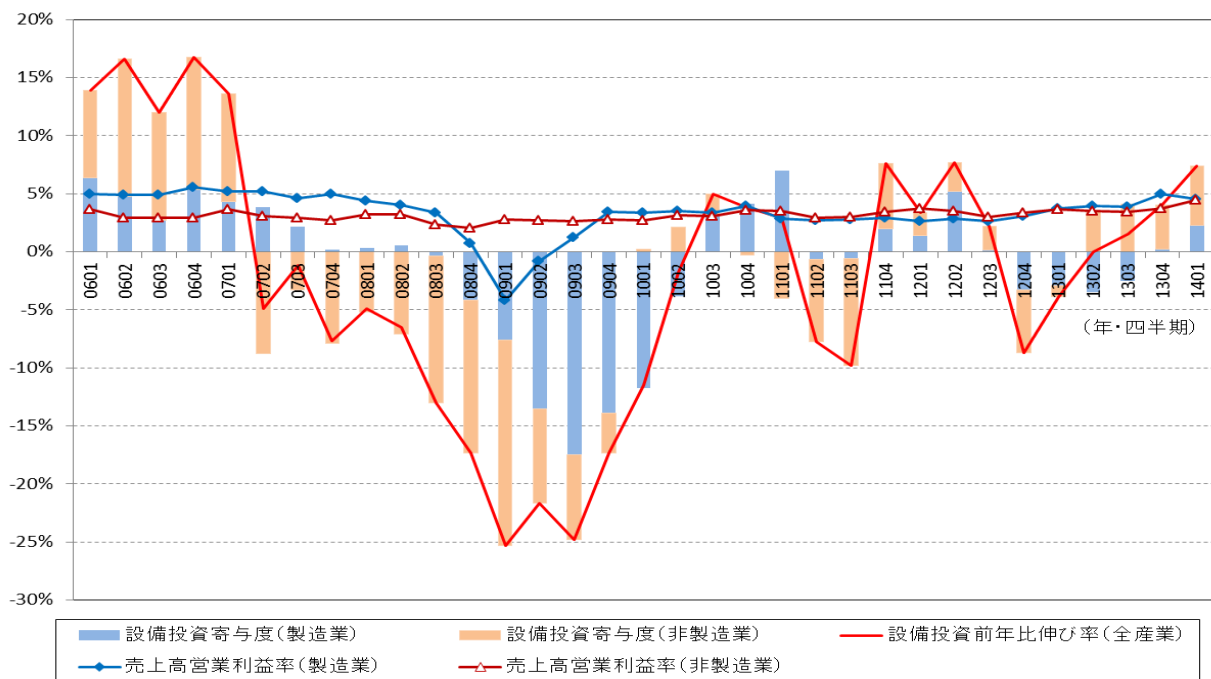
回実施された国内立地補助金制度以来の抜本的な設備投資促進策であると高く評価できる。

図表 13 製造業・非製造業の設備投資、減価償却費、有形固定資産の推移（四半期・全規模ベース）



(資料) 財務省「法人企業統計」からニッセイ基礎研究所作成。

図表 14 製造業・非製造業の設備投資寄与度、売上高営業利益率の推移（四半期・全規模ベース）



(資料) 財務省「法人企業統計」からニッセイ基礎研究所作成。

② 本税制のマクロ経済効果の考察

これまで行ってきた分析を元に、本税制のマクロ経済に対する政策効果をまとめてみたい。既述の通り、6月末時点で本税制の適用を受けた設備投資案件は、B類型を中心に金額ベースで累計1.7兆円弱に達している。本税制の適用は4月以降急増していることから、適用対象の設備投資がマクロ統計に本格的に反映されてくるタイミングは、大半が2014年度となる。

6月末時点での本税制の適用対象の設備投資総額は、2013年度のGDP統計の民間企業設備(約66.9兆円)に対して、2014年度に2.53%の増加要因になるとみられる(図表15)。また、「法人企業統計」ベースの設備投資(2012年度・約36.1兆円)に対しては、4.68%の増加要因と算出される。

設備投資はGDPの需要項目の1つであるため、設備投資の増加はGDPを直接押し上げる要因となる。6月末時点での本税制の適用対象の設備投資は、2013年度の名目GDP(約481.5兆円)に対して、2014年度に0.35%の押し上げ要因になるとみられる(図表15)。

2014年度は、4～6月を中心に消費税率引き上げ前の駆け込み需要(家計消費支出および住宅投資)の反動が、GDPを3.2兆円程度押し下げる要因(2013年度名目GDP対比で▲0.66%)になると推定されるが、本税制の適用対象の設備投資によって、6月末時点でのデータでも、この駆け込み需要の反動影響のうち53%程度をカバーできる見通しである(図表15)。

なお、ここで行ったマクロ経済効果の概算は、本税制の6月末までの実績を元にした試算であり、今後適用実績が一層増加することが見込まれるため、今年度の政策効果は、ここでの試算値よりさらに高まることは確実だ。

図表15 生産性向上設備投資促進税制(6月末までの適用実績)のマクロ経済効果

	生産性向上設備投資促進税制の適用対象設備投資総額 (1～6月累計)				
	(億円)	比率			
		①対比	②対比	③対比	④対比
A類型	2,554	0.38%	0.05%	0.71%	7.98%
B類型	14,371	2.15%	0.30%	3.98%	44.91%
合計	16,925	2.53%	0.35%	4.68%	52.89%
マクロ指標		①民間企業設備	②名目GDP	③設備投資 (法人企業統計)	④消費増税 駆け込み需要の反動
対象年度		2013	2013	2012	2014
データ(億円)		668,960	4,815,076	361,443	32,000

(備考1) A類型の投資総額は、図表5で推定した数値を用いた。

(備考2) 設備投資(法人企業統計)は、金融業・保険業を含む全産業・全規模の数値。ソフトウェアを含むベース。

(備考3) ニッセイ基礎研究所・経済調査部では、消費増税前の駆け込み需要を3.3兆円(実質値)と試算しているが、ここではその名目推定値(3.1兆円)に消費税率引き上げ率(3%)を加算した値(3.2兆円)を簡便的に駆け込み需要の反動の推定値とした。駆け込み需要の集計対象は家計消費支出および住宅投資であり、設備投資は含まない。

(資料) 経済産業省「『産業競争力強化法』の施行から半年」(2014年7月18日)、内閣府「国民経済計算」、財務省「法人企業統計」、斎藤太郎「2014～2016年度経済見通し(14年5月)」ニッセイ基礎研究所『Weeklyエコノミスト・レター』(2014年5月16日)からニッセイ基礎研究所作成。

5——生産性向上設備投資促進税制を活用した先進的な企業事例の考察

本章では、本税制を実際に活用した一部の先進的な企業事例を考察する。ここでは、製造業・中小企業事例として竹本油脂株式会社、製造業・大企業事例としてコニカミノルタ株式会社、非製造業・大企業事例としてウエルシア関東株式会社を取り上げる。

1 | 竹本油脂

① 企業概要

竹本油脂株式会社（以下、同社）は、1725年（享保10年）に創業した、日本最古の製油業者である（設立は1945年6月）。現在の企業規模は、資本金1億円、従業員数553名であり、中小企業に区分される。現在の本社所在地は愛知県蒲郡市、代表者は代表取締役の竹本元泰氏となっている。

主要な事業は、創業事業から派生した食用ごま油と、油脂から派生した界面活性剤を中心とした特殊化学品である。ごま油は「マルホンブランド」で知られ、国内市場で2番手に位置する。特殊化学品は、繊維産業、土木建築産業、プラスチック産業、エレクトロニクス産業など幅広い分野に処理剤・補助剤として供給される。中でも、高い国際競争力を有する合成繊維生産用（紡糸工程用）潤滑油は、いち早く海外市場開拓を行い、同社の中で売上が最も大きい事業に育っている。

全社の売上高（単体ベース、2013年12月期）は587億円であり、うち輸出が50%弱を占める。主力の合繊用潤滑油は、国内合繊メーカーの海外生産拡大やアジアの現地合繊メーカーの台頭への対応により、輸出比率が極めて高い。同社の輸出比率の高さは、合繊用潤滑油の競争力の強さを物語っている。同社は朝鮮戦争の時期を除いて、設立以来、黒字経営を維持してきた。2013年12月期は増収効果と円安が寄与し、過去最高益を記録した。特殊化学品の国際競争力の強さや食用ごま油の国内での高シェアを背景に、高収益性を維持している。

国内の生産拠点としては、蒲郡市に本社工場を含む4工場、茨城県神栖市に1工場を有している。合繊用潤滑油では、米国と中国を中心に海外生産も行っている。

② 本税制を活用した投資案件の概要

東南アジアの衣料用レーヨン繊維の現地メーカー（複数社）の生産能力増強に対応するため、蒲郡市に立地する既存工場に輸出向け合繊用潤滑油の設備投資を実施することを決定し、本税制のB類型の適用を今年2月に受けた。設備投資額は数億円である。因みに、本事案は中部経済産業局がB類型の確認書を発行した第1号案件となった。本税制の適用を受けると同時に機械を発注し、2015年春の稼働を予定している。

合繊用潤滑油は元々輸出競争力の強い製品だが、特に高度なノウハウに裏打ちされた製品であるため、知的財産の流出リスクを回避したかったこと、国内の既存工場内に増設のためのスペースを有していたことから、国内立地を選択した。

さらに、蒲郡市の既存工場にて老朽化したボイラーの更新投資を実施することを決定し、6月にB類型の適用を受けた。ボイラーの更新に併せて、エネルギーを重油から液化天然ガス（LNG）へ転換する。投資額は1億円強である。本税制の適用を受けると同時に機械を発注し、今年内に稼働する予

定である。

また、A 類型の対象となる設備投資も、試験研究機器を中心に既に数件行っている。

③ 本税制が投資の意思決定に与えた影響

同社では、本税制が紹介されていた地域法人会等の資料から、本税制の情報を得たという。合繊用潤滑油の投資は、供給責任に関わる事案であるため実施せざるをえない面もあったが、本税制によって投資の意思決定が一層やりやすくなったという。

ボイラーの更新投資の意思決定では、「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」とともに本税制が大きな後押しになったという。

④ 本税制の財務効果

税制措置としては、税額控除を利用する予定であるという。同社に適用される税額控除率は、資本金規模から、中促の上乗せ措置により 7% となる。加えて、ボイラーの更新投資案件については、エネルギー転換を伴うため、エネルギー使用合理化事業者支援補助金を活用でき、この補助金によるキャッシュフロー改善効果も併せて見込まれる（投資額に対する補助率は 1/3）。

2 | コニカミノルタ

① 企業概要

2003 年にコニカ株式会社（1873 年創業）とミノルタ株式会社（同 1928 年）を経営統合し、純粋持株会社であるコニカミノルタホールディングス株式会社を発足させた。その後 2013 年に経営体制再編に伴い、持株会社が傘下の 7 社を吸収合併して事業会社に移行し、社名をコニカミノルタ株式会社（以下、同社）とした。

企業規模（2014 年 3 月末、単体ベース）は、資本金が約 375 億円、従業員数が 6,342 名（連結ベースでは 40,401 名）となっており、東証 1 部に上場する大企業である。現在の本社所在地は東京都千代田区丸の内、代表者は代表執行役社長の山名昌衛氏となっている。

創業事業である写真フィルムとカメラから撤退する一方、中核の情報機器事業、液晶偏光板用 TAC フィルムなどの機能材料、計測機器などの産業用光学システム、画像診断システムなどのヘルスケア事業を強化するなど、選択と集中を進めてきた。

さらに同社は、独自のコア技術を活かせる新たな成長分野として、有機 EL 照明の事業化に向けた研究開発を進めるとともに、先行マーケティングを積極的に行ってきた。有機 EL は、薄くて軽く発熱が少ない上に、パネル全体が発光する面光源という従来の照明にない特徴があり、LED に次ぐ次世代照明の本命とされる。パネルが自発光するため照明器具に組み上げる必要がない上に、同社が世界で初めて本格的に手掛ける、樹脂基板フレキシブル有機 EL 照明パネルは、曲げることが可能であるため、極めて高いデザイン性が大きな優位点になる。これにより、一般照明・建築分野だけでなく、電気機器・車載用途等においても新たな価値をもたらすことができると、同社ではみている。

② 本税制を活用した投資案件の概要

2014年度より有機 EL 照明事業を本格的に展開すべく、甲府サイト（山梨県中央市）内に独自開発の樹脂基板フレキシブル有機 EL 照明パネルの量産工場を建設することを決定し⁷、本税制の B 類型の適用を今年 3 月に受けた。設備投資の総額は、建屋を含めて約 100 億円だが、そのうち、13 年春より着工していた建屋部分は 13 年内に検収しており、本税制の対象とならない。同工場は 14 年夏に竣工し、同年秋より世界初の量産を開始する予定である。

甲府サイトでは、2013 年度上期中に医療用 X 線ドライフィルムの生産を終了する予定であり、工場スペースの有効活用と雇用の維持を図るために、同サイトでの設備投資を決定した。

③ 本税制が投資の意思決定に与えた影響

同社では、税制改正大綱とその構想段階から、本税制の動きには注目していたが、具体的には、昨年 12 月の経済産業省の説明会に参加し情報を得て、本税制の優遇措置を利用するに至ったという。

④ 本税制の財務効果

現時点では、主として税額控除の適用を受けることを念頭においており、その税額控除率は、当該税制の適用範囲の 5% となる。

3 | ウェルシア関東

① 企業概要

ウェルシア関東株式会社（本社所在地：埼玉県さいたま市）を中核事業会社とする、ウェルシアホールディングス株式会社（同：東京都千代田区神田須田町）は、国内 6 位のドラッグストアチェーンである。ウェルシアグループ全体の店舗数 920 店（2014 年 5 月末）のうち、ウェルシア関東株式会社（以下、同社）が 681 店を占める。同社と株式会社高田薬局が、2008 年に株式移転方式により持株会社を設立し、2012 年に東証 2 部上場から 1 部に指定替えした。

企業規模（2014 年 5 月末）は、ウェルシアグループでは資本金 77.36 億円、連結従業員数 4,188 名（他に臨時従業員数 8,227 名）である一方、同社は資本金 1 億円、従業員数 3,012 名（他に臨時従業員数 6,411 名）となっている。代表者は両者ともに代表取締役社長の水野秀晴氏である。

同社は、1974 年に東京都府中市で設立され、店舗数は埼玉県、茨城県、千葉県、東京都の順に多い。M&A と積極的な出店による規模拡大を標榜する一方、単なるローコストオペレーションではなく、調剤併設（かかりつけ薬局）、薬剤師によるカウンセリング、介護サービス、深夜営業に重点を置いてきた。このような同社のビジネスモデルは、ウェルシアグループ内への展開が図られている。

2000 年より同社と業務・資本提携を行ってきたイオンは、持株会社の株式を 29.3% 保有する筆頭株主であるが（2014 年 2 月末）、2015 年 2 月を目途に持株会社の発行済株式数の過半数に相当する株式を取得することについて、協議を開始すると発表している（2014 年 4 月）。ウェルシアグループは、イオンとの業務・資本提携の深化に向けて、2014 年 9 月に同社を存続会社として、株式会社高田薬局、

⁷ 工場建設は 2014 年 3 月 18 日に発表された。本件に関わるニュースリリースは、以下の URL を参照されたい。
http://www.konicaminolta.jp/about/release/2014/0318_01_01.html

ウエルシア関西株式会社、ウエルシア京都株式会社を統合し、統合新会社「ウエルシア薬局株式会社」を発足させる予定である。

② 本税制を活用した投資案件の概要

同社では、市場シェアを高めて企業業績の拡大を図るために、積極的な新店投資を行っている。店舗開発部門から実際に上がってくる新店投資の実行計画について、財務経理部門にて本税制の B 類型の要件となる投資利益率を試算し、基準の 15%以上を満たす案件については全件、関東経済産業局に確認書発行申請を行っている。

6 月初旬より申請を始め、これまでに 19 件を申請し、うち 6 件が 6 月内に適用を受け、13 件が経済産業局からの返信待ちである（7 月 25 日時点）。金額ベース（本税制の対象となる設備投資額）では、申請済みの案件合計が 1,866 百万円（1 件当たり金額を算出すると約 9,800 万円）、うち適用済み案件が 563 百万円（同・約 9,400 万円）、返信待ちの案件が 1,303 百万円（同・約 1 億円）となっている。店舗不動産の投資額には通常、建物賃貸借に係る敷金および建設協力金が含まれるが、これらの項目は本税制の対象外である。

これまでに申請した案件における出店地域は、埼玉県、長野県、栃木県、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、新潟県、石川県と、関東・北陸圏の幅広い地域にわたっている。

B 類型の申請は、基本的には対象資産の取得日の 1 か月以上前に行うことになっているが、店舗投資の意思決定から完工までに要する期間は、大規模小売店舗立地法の手続き等も含めれば、半年から 10 か月、最長で 1 年かかるため、工事発注は前倒しで行っている。

因みに、同社では経営トップの指示により、2014 年度税制改正にて制度の拡充・延長が図られた「所得拡大促進税制」⁸も活用すべく、準備を進めているという。

③ 本税制が投資の意思決定に与えた影響

同社では、取引先から本税制の A 類型に関する情報を得たという。同社は、その詳細を確認するために関東経済産業局に照会したところ、店舗投資には B 類型を適用できる旨の説明を受けたという。B 類型が活用できると、同社にとって資金的にも最終損益的にも大きなメリットが享受できるため、B 類型の活用を推進することにしたという。

小売セクターでは、幅広い地域で出店を行うため、法人住民税の均等割が大きくなり、法人税負担率が高くなる傾向がある。本税制活用の狙いは、税負担軽減による税引後利益の拡大にあるという。その結果として、設備投資や配当の原資が生まれ、継続的な新店・改装投資、備品の充足や増配などを補強する資金として活用することができるという。ウエルシアグループの 2014 年 8 月期の第 3 四半期までの設備投資累計額は、約 114 億円（売上対比 4.3%）に達しており、本税制は設備投資によるキャッシュ・アウトフローを少しでも節減することの一助になるという。

積極的な新店投資を継続する同社では、今後も投資計画の投資利益率が基準の 15%以上を満たす案

⁸ 雇用者給与等支給額の増加率など一定の要件を満たすと、支給増加額の 10%を法人税の税額控除（法人税額 10%（中小企業等は 20%）を限度）として申請できる税制。

件については全件、本税制の B 類型への申請を続けていく方針であるという。

④ 本税制の財務効果

税制措置としては、税額控除を利用する予定であるという。同社の資本金は1億円にとどまるが、親会社のウエルシアホールディングスが大企業であるため、同社の税務上の扱いも大企業となる。従って、同社に適用される税額控除率は5%（ただし、建物・構築物は3%）となる（2016年3月末までのケース）。

ここで、新店投資が「建設協力金方式」の場合は、同社が土地所有者に建設協力金を差し入れ、その資金で建物を建設してもらい、それを賃借する形をとる一方、「定期借地方式」の場合は、同社が借地の上に建物を自前で建設する形をとる。投資対象としては、前者の場合、電気設備・空調設備・給排水設備・内部造作など「建物附属設備」および「器具備品」が大半となる一方、後者の場合、「建物」が中心となる。このため、適用される税額控除率は、建設協力金方式の場合は5%、定期借地方式の場合は3%に近くなると考えられる。同社では、定期借地方式より建設協力金方式の方が件数が多いという。

6—おわりに

本税制の具体的な運用実績データが今回初めて公表され、6月末時点での適用実績は、既に件数ベースで累計2万件超、投資金額ベースで同1.7兆円弱に達していることが明らかになった。施行後短期間でこのような顕著な政策効果の発現は、大きなサプライズである。

これまでの設備投資促進策の中で、目に見える政策効果を上げた国内立地補助金制度は、2009～2011年度に4回実施され、補助金総額（約4,400億円）の6倍弱に及ぶ2.5兆円強の設備投資の呼び水となった⁹。本税制の適用を受けた設備投資額は、施行後6か月弱で、国内立地補助金制度が誘発した設備投資総額の7割に迫ろうとしている。国内立地補助金制度が、設備投資の三分の一（中小企業は二分の一）を補助する画期的な助成制度であり、極めて高いキャッシュフロー改善効果を発揮する設備投資促進策であることを考えれば、本税制が施行後短期間で立地補助金制度の政策効果に急速にキャッチアップしつつあることは特筆に値する。

本税制では、これまでにない大胆な税制措置を講じたことに加え、利用できる業種・企業規模に制限を設けていないこと、中小企業に対して手厚い優遇措置を講じていること、手続きの簡便性が極めて高いこと、対象設備の範囲が極めて広いこと等の優れた制度設計が、産業界から高く評価されているとみられる。

本税制の適用実績は、制度の認知度の高まりや企業の設備投資スタンスの積極化が加わり、今後一層増加することが見込まれ、それに伴い、政策効果は一段と高まっていくことが予想される。

また、今後設備投資の意思決定を行う多くの企業にとっては、本税制が国内での戦略的な設備投資

⁹ 国内立地補助金制度に関わる考察については、拙稿「[製造業の空洞化懸念を払拭する立地補助金への期待](#)」ニッセイ基礎研究所『研究員の眼』2010年10月20日、同「[アベノミクスの設備投資促進策](#)」『基礎研レポート』2013年7月31日を参照されたい。

を決断する大きな後押しになると期待される。

他方、本税制を活用した先進企業事例のように、企業は、税制改正など政府の制度インフラに関わる情報を入手できるネットワークを構築するなどの努力を積極的に行うことがまず不可欠であり、併せて、本税制のように有効な制度インフラについては、積極的に活用していくスタンスが重要であろう。

本税制は、初期投資の意思決定における後押しとなるだけでなく、先進企業事例の中で一部の企業が指摘したように、税負担の軽減によるキャッシュフローの改善が再投資を促進し投資の好循環につながる点も、注目すべき重要な視点だ。企業は、今こそ、飛躍的な収益性向上に向けて、本税制を活用することにより、生産性向上を目指した戦略的な設備投資に積極的に踏み出し、さらに本税制をフル活用することで、戦略投資を継続する投資の好循環を生むことが求められている。